

令和5年度最高裁判所総合評価審査委員会（第6回） 議事概要

開催日及び場所	令和5年12月7日（木） 最高裁判所、明海大学、工学院大学、明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する回答等	別添のとおり

議事1 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
東京高地簡裁庁舎改修1期工事(再度)

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

論点として取り上げたシーリングの提案について、LGS下地と接する部分が限られることは理解できるが、天井ボード1枚目と壁ボード2枚目との間に囲まれた部分には充填できると思われるが、効果はないと判断した理由を説明されたい。

【事務局】

2面接着となる部分が生じる点を問題と捉えている。3面接着となるよう、ボード面だけでなくLGSとの取り合い部分についての記載があれば高い評価となったかもしれない。

【委員】

標準案ということは、施工義務が生じるものと考えてよいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。提案の詳細について、施工時には受注者の負担とならない範囲で少しでも効果のある内容であることを確認していきたい。おそらくLGSとの取り合い部分については、バックアップ材等による何らかの工夫を考慮しているものと想定される。

【委員】

ボードを交互に張り合わせることにについて効果がないと判断した理由を説明されたい。

【事務局】

提案内容だけではその効果について判断しきれなかったものである。

【委員】

建具枠にエアタイトゴムを入れる提案について、効果は期待できそうであるが、枠の材質は何を想定しているのか。

【事務局】

スチールで製作することになる。

【委員】

建具枠はエアタイトゴムを入れ込むために溝状に加工されるが、そのの見込み寸法を確認したい。

【事務局】

30ミリから35ミリ程度となる。

【委員】

壁の厚さを考慮すると枠見込みは150ミリ程度になるものと思われるが、そのうちの30ミリ程度が枠の見込みとなりその中にエアタイトゴムを入れると考えてよいか。

【事務局】

先ほどの回答は扉の厚みの寸法であり、エアタイトゴムを入れ込む溝幅については25ミリ程度と考える。

【委員】

スチール枠の場合、入隅部の溶接が必要になると思われるが、溶接の施工精度としてエアタイトゴムとの間に隙間が生じないよう留意されたい。

【委員】

工場での均一な品質管理のもとで製作されるものではあるが、提案の精度向上という観点から留意しておきたい。

【委員】

エレベータシャフト前の養生に関する提案について、シャフト側から室内側に空気が流れることも予想されるが、図にある幅の小さいテープでは確実な固定が困難ではないか。

【事務局】

煙突効果により、シャフト側へ空気が吸い込まれるように流れるものと考えている。施工の際には適切な幅の養生テープを使用するよう留意したい。

【委員】

養生テープはエレベータ枠の際まで確実に張るように留意すべきである。一方で、この方法では床にビスで固定した跡が残ることにならないか。

【事務局】

直接床に固定するのではなく、木材で仮枠を作製し、それにビス等で固定するものと考え、床に養生跡が残らないよう留意したい。

【委員】

養生方法については十分留意されたい。他に意見がなければ論点については評価結果のとおり標準案とし、他の提案についても意見がなければ評価結果のとおりと判断する。

議事2 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO）の評価結果について

佐賀地家簡裁庁舎新営建築工事（再度）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

高耐久性シーリング材の提案を不採用とすることについて、他の公的発注機関では加点評価にはしないが施工は認めるという判断もされていたと記憶している。また、提案内容が設計図書の変更に該当するとの判断について、これまでも設計変更に該当するような提案がなかったとは言えないと考えている。例えば議事1のエアタイトゴムに関する提案については、部分的に設計変更となる可能性もあるのではないか。今回の判断はこれで構わないが、設計変更に該当するか否かについての判断はより慎重になるべきである。特に、高性能の材料に関する提案については、設計変更への抵触と、提案によって得られる効果の両面を考慮した上で、有効とはしないが施工は認めるという判断もあるのではないか。

【委員】

不採用ではなく標準案とすべきではとの意見と捉えてよろしいか。

【委員】

不採用とすることに異論はないが、施工は認めるという判断も可能ではないかという趣旨である。

【事務局】

標準案とする議論もあったが、シリコン系シーリングで施工するところ、たとえ上位品質の材料であっても変成シリコン系シーリングでの施工を認めるとの判断は困難であった。変成シリコン系シーリングはガラス面への汚損も危惧されるため、提案内容だけでは適性が判断できず不採用としたものである。

【事務局】

外壁の伸縮目地を変成シリコン系シーリングとしているところ、高耐久性の変成シリコン系シーリングとする点についてはその効果を認めている。しかし、カーテンウォール部については標準仕様書に基づきシリコン系シーリングとしているところ、異なる種類の高耐久性の変成シリコン系シーリングとする点について、使い方としての適性が確認できないため不採用としたものである。より高品質のシーリングを使用することは問題ないが、異なる種類の高品質シーリングを使用することについての判断を論点としたものである。

【委員】

伸縮目地について高耐久性シーリングを使用することが問題ないならば、この点だけを評価して部分的に採用するということはできないのか。

【事務局】

一部分だけ有効とするという議論もあったが、一つの提案として評価するという前提を踏まえると、一部分であっても実施に問題がある提案内容があれば全体として不採用と判断すべきと整理したものである。

【委員】

あくまでも一つの提案として評価するというスタンスは理解できる。今回は、カーテンウォール部への異種シーリングの使用という点を捉えて不採用とするという判断で問題ないものとする。

【委員】

外部からの漏水防止対策として外壁内部に止水材を入れる提案について、対象となる壁が耐力壁である場合、構造面への影響について説明されたい。

【事務局】

設置する材料は軽微なものであり、そもそも外壁のクラックからの漏水を防止するためにコンクリート壁の内部に設置することを前提とした材料であることから、構造的に影響が出るようなものではない。

【委員】

提示された資料からすると長期に渡って効果があるものと推測されるが、水分によって膨張するという事は、コンクリートの打設時から膨張していくものと考えてよいのか。

【事務局】

コンクリート打設時には殆ど変化せず、その後の漏水によって徐々に進入する水分を吸収して膨張する材料である。

【委員】

コンクリート打設時の水分には反応せず、硬化した後の漏水に反応するという理解でよろしいか。

【事務局】

ご理解のとおりである。

【委員】

乾燥したら収縮することになるのか、それとも膨張したままなのか確認したい。

【事務局】

収縮することではなく、外壁からの漏水によって膨張し、漏水の原因となるクラックを塞ぐことで漏水を止めることになる。

【委員】

開口部周囲に塗膜防水を塗布する提案について、防水モルタル部のみ施工するとの記載の詳細を説明されたい。

【事務局】

コンクリート打放し仕上げとなる部分については、意匠面への影響を考慮し、防水モルタル部のみ塗膜防水を塗布するということである。

【委員】

提示された図では躯体と仕上げ面との区別が困難なため、その点について具体的に説明されたい。

【事務局】

SRC造のため骨組は鉄骨、仕上げ面はコンクリートになる。コンクリートとアルミサッシの取り合い部分にはモルタルを詰めることになるが、その部分にのみ塗膜防水を塗布することになる。

【委員】

開口部周囲に塗膜防水を塗布した後、その上から仕上げ材を施工することで意匠上の問題は無いものと理解したが、モルタルの上に塗膜防水を塗布することについて、再度説明されたい。

【事務局】

開口部周囲の躯体に幅10センチ程度で塗膜防水を塗布することになるが、打ち放し仕上げとなる部位との取り合い部は躯体がそのまま仕上げ面となるため、サッシ際のモルタル部分にのみ塗布するという提案である。

【委員】

柱とサッシの開口部との取り合い部については、モルタル部に塗膜防水を塗布するが、見付け幅10センチは確保できないものと理解した。

その他に意見がなければ、議事2について評価のとおりと判断する。

議事3 総合評価落札方式技術提案評価型S型（WTO以外）の評価結果について
佐賀地家簡裁庁舎新営電気設備工事（再度）

- (1) 概要について事務局より説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

評価結果について特段の意見はない。

【委員】

評価結果について異論はない。

【委員】

評価結果について異論はないが、Webカメラによる会社からの確認を併用することで、現場担当者の技量不足を補うための提案とも捉えられるため、現場担当者の事前の確認を確実にし、現場管理の技術的な低下に繋がらないように留意すべきである。

【事務局】

担当技術者の技量については事前の確認を確実にすることとしたい。

【委員】

議事3についても評価結果のとおりと判断する。

(議事終了)